

令和2年度

第7回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

第 7 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和2年10月19日(月)午後2時30分から午後4時00分

2 開催場所 静岡市役所静岡庁舎171・172会議室

3 出席委員(20人)

会長 13番 西ヶ谷量太郎

会長職務代理者(副会長) 12番 徳田 雅亮

委員 1番 伊藤 修司 2番 遠藤 公夫 3番 大石 雅章

4番 大石 泰子 5番 大塚 師輝 6番 佐藤 直美

7番 佐藤 操 8番 白岩 正行 9番 杉山 寿朗

10番 鈴木 茂樹 11番 鈴木 長一 14番 西子 親慶

15番 仁藤 雅巳 16番 堀越 隆正 17番 牧野 正昭

18番 松永 一雄 19番 望月 芳明 20番 山田 常己

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第39号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第41号 非農地証明申請について

議案第42号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について

報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第29号 農地法第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号の規定による
届出について

報告第30号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第31号 相続税納税猶予に関する適格者証明願いについて

報告第32号 買受適格証明願いに関する農地法第3条の許可書の交付について

5 農業委員会事務局職員

事務局長 青嶋 浩義、次長 山本 正浩、次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、主査 田杉 真里、
農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、副主幹 小林 満明、主事 寺園 理帆、主幹兼農地係長

望月 嘉里、主査 松永 文雄、主査 竹本 公彦、主任主事 奥山 雅吉、主任主事 山本 雄輝、主任主事 石川 尚美

6 会議の概要

議長 ただ今から、令和2年度第7回静岡市農業委員会総会を開会いたします。
本日は委員20名全員出席での開催です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

3番 大石雅章委員、4番 大石泰子委員にお願いいたします。次に委員の皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、ご発言ください。それでは、最初に議案第38号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第38号朗読】

申請は2ページ、3ページに記載のとおり11件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号47番、48番について同一案件のため、合わせて説明させていただきます。葵区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、夫婦及び親子間における贈与の所有権移転です。

14番 職員から説明がありました2件につきましては、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 2班です。整理番号49番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は農業協同組合で農事指導用圃場として使用したく、譲渡人は要望に応えるとのことです。農業協同組合が農事指導用圃場として権利を取得する場合は下限面積の特例が適用されます。整理番号50番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は要望に応えるとのことです。整理番号51番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は要望に応えるとのことです。

1 7 番 職員から説明がありました3件につきましては、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 3班です。整理番号52番、53番及び54番は同一案件のため、合わせて説明いたします。葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、話がまとまり申請に及んだものです。整理番号55番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は農地所有適格法人を設立し農業参入したく、譲渡人は要望に応えるとのことです。農地所有適格法人の4要件は満たしています。作付け予定作物は、トマトということです。この案件については、地区審査会で現地調査及び聞き取り調査を行いましたので、後ほど班長から報告があります。

1 5 番 職員から説明がありました整理番号52番、53番、54番については、3班としては許可相当と判断しました。整理番号55番については、地区審査会で現地調査及び聞き取り調査を行いましたので、報告いたします。申請者は、清水区内で農業を営んでおり、法人の設立は平成25年1月で、従業員4名が在籍しているとのことです。申請経緯としては、以前から農業は行っていたが、法人として土地の貸借をしていなかったため、この度、正式に農地法第3条の許可申請をすることとしたとのことです。農業の知識については、現在既に農業を行っており、知識についてはあるとのことです。労働力については従事者は4名おり、年間150日以上従事することになっているとのことです。耕作物はアメーラトマトを栽培しているとのことです。なお、申請地の総面積3,928㎡については問題なく耕作できるとのことでした。販路については、グループ会社を経由して、販売するとのことです。その他、4人の共同経営体によりアメーラトマトを耕作しており、株式会社を通じて販売しているとのことです。以上のことから3班として許可相当と判断します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

事務局 4班です。整理番号56番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、売買の話がまとまり申請に及んだものです。整理番号57番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は、申請地隣地に自宅を構え、5年程前より近隣の農家等で農業経験を積み、農家として独立したく、土地所有者と話がまとまり、農家創設の申請に及んだものです。栽培作物は、いちじく、みかん、ピーズ、ルバーブなどの野菜類を栽培予定です。販路としては、飲食店及び食品加工会社へ出荷す

るとのことです。1年目の売上目標は、77万円を目標にしており、営農計画書も添付されております。なお、議案書に記載のある登記地目の墓地については、申請者が保健所に確認をし、今後廃止の手続きをしたうえで、登記地目を農地に変更する予定です。

1 8 番 職員から説明のありました、整理番号56番について4班として許可相当と判断しました。整理番号57番については、地区審査会で現地調査、本日総会前に聞き取り調査を行いましたので、報告します。申請地は自宅の隣にありますので、通作に問題ないと思います。申請地の面積も問題ないと感じました。農業の経験についてですが、周辺の農家の指導のもと、5年位経験を積んでいるそうです。栽培作物につきましては、いちじく、みかん、ロシア料理ボルシチに使用されるビーツや、サラダやジャムに加工されるルバーブの栽培をすることです。既に栽培を始めており、収穫も出来ていると聞きました。労働力については、申請者と妻の2名で行っていくそうです。販路については、市外の飲食店へ出荷することでした。また、今後他の販路についても確保していくそうです。以上、整理番号57番について、4班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

3 番 整理番号49番についてですが、これまで農業試験場や農業協同組合は農地を持つことが出来ないと思っていましたが、持つことができるのですか。

事 務 局 本案件は農業協同組合が農事指導のために圃場を借りるため、下限面積の特例が適用され農地を借りることができます。

このほか、法人の試験研究圃場の場合や、昨年許可をした学校農園も下限面積の特例が適用されます。

1 2 番 整理番号56番についてですが、売買金額が30,000円の理由と、何を栽培するのか教えてください。

事 務 局 栽培作物は枝豆です。金額については、譲渡人が高齢で農業が続けられなくなったこと、また、もともと知り合いで認定農業者の譲受人が農地を守るということで金額が決まったと聞いています。

議 長 他に発言もないようですので、議案第38号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第38号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第39号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第39号朗読】
申請は5ページに記載のとおり2件でございます。

議 長 それでは、地区審査を行いました班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号13番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。申請事由ですが、運送会社から輸送用のトラックの駐車場敷地として賃借したいとの申し出があり話がまとまり申請に及びました。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。説明は以上です。

14番 職員から説明がありました1件につきましては、1班としては許可相当と判断しました。ご審議をお願いいたします。

事務局 4班です。整理番号14番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、道路の拡幅に伴い、農業用及びいちご狩りの来客用駐車場として使用していた申請地の隣の土地が道路とするため収用されました。この土地の代替地者として、申請地を駐車場としたく申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。

18番 職員から説明がありました、整理番号14番について4班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第39号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第39号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第40号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

ます。

事務局長 【議案第40号朗読】

申請は7ページに記載のとおり5件でございます。

議長 この議案の中に出席委員に関する案件がありますので、まず初めに、整理番号44番を審議します。

それでは、地区審査を行いました2班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果をお願いします。

事務局 2班です。整理番号44番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は建設業を営む法人です。申請事由ですが、隣地に所有している駐車場が狭小であるため、拡張し効率的に使用したく申請に及んだものです。農地区分は第3種農地と判断され、被害防除、排水等については、特に問題はないと思われま。説明は以上です。

17番 職員から説明のありました整理番号44番について、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 これより質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第40号中整理番号44番について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第40号中整理番号44番は、原案のとおり承認いたしました。

それでは、議案第40号中整理番号44番を除く4件について、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

次に、議案第23号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号42番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。申請事由ですが、現在、自宅までの道路が非常に狭く、広い道路沿いに自家用の駐車場敷地を探していたところ、所有者と話がまとまり申請に及びました。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われま。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われま。整理番号43番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑

で、売買による所有権移転です。申請者は市内清水区に本社をおき、主に建築業を営む法人です。申請事由ですが、申請者は太陽光発電事業も行っており、発電事業に最適な土地を探していたところ、今回土地所有者と話がまとまり申請に及んだものです。事業計画地ではパネルを南向き傾斜角10度で360枚設置し、発電出力は108キロワットを予定しています。また、4月より施行された、静岡市太陽光発電設備適正導入ガイドラインに先立って、関係各課を回り必要な届出を行っております。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。この案件については、地区審査会で現地調査及び聞き取り調査を行いましたので、後ほど班長から報告があります。説明は以上です。

1 4 番 職員から説明がありました整理番号42番については、1班としては許可相当と判断しました。整理番号43番については、地区審査会で現地調査及び聞き取り調査を実施しましたので報告します。会社の概要、太陽光発電の設置については職員から説明したとおりです。現地及び聞き取り調査の際、被害防除等について、申請地内の前面部分に碎石を敷き側溝を設置して、道路に排水するように指示しました。隣接地の伐採箇所には、植生シートを設置し土の流出がないよう指示し、誓約書もいただきました。以上のことから、整理番号43番につきましても、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

事務局 2班です。整理番号45番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は建設業を営む法人です。申請事由ですが、東名高速道路補修工事を請け負い、仮設事務所、露天資材置場、露天駐車場の用地を探していたところ、土地所有者と話がまとまり申請に及んだものです。工事請負期間の3年間の一時転用で、転用終了後は畑として使用する作付け確約書が提出されています。農地区分は第2種農地と判断され、代替性の検討もされ、隣接農地への被害防除、排水等については、問題がないと思われます。なお、この案件については、地区審査会で現地調査を行いましたので、班長から報告があります。

1 7 番 職員から説明がありました整理番号45番については、現地調査を行いましたので報告します。現地調査を行ったところ、現況は畑でミカンが植わっておりました。また、一部は田のようでしたが、耕作はなされていないようでした。申請面積は1,424㎡と広大ではありますが、プレハブの現場事務所、露天駐車場

5台分、露天資材置場を確保する計画となっており、現地及び土地利用平面図を確認したところ規模は適正であると思われます。申請地の周囲に一部水路がありました。申請地を鉄製の柵で囲うため、水路への影響は軽微であると思われます。また、申請地北側には農地がないことから日照による影響も軽微であると思われます。転用期間は3年間で一時転用終了後は畑として耕作するとのこと。以上のことから2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

事務局 3班です。整理番号46番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は住所地である地元周辺を地盤として、来春行われる選挙に立候補すべく事務所用地を探しておりましたところ、土地所有者と話がまとまり申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題はないと思われ、代替性についても検討済みとなっています。事業終了後は農地に復元し、野菜を作付けする旨の確約書も添付されています。説明は以上です。

15番 整理番号46番の案件につきまして、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 これより質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

16番 整理番号43番ですが、太陽光発電設備が農道に面しているようですが、農道関係者、部農会に周知はされていますか。

事務局 周知されています。また、本案件の周辺で太陽光発電設備が原因で雨水が溢れたため、改めて関係者に説明をすると聞いています。なお、本案件では雨水が溢れることのないよう、申請地内の前面部分に碎石を敷き側溝を設置して、道路に排水するように指示しています。

議長 発言もないようですので、議案第40号中整理番号44番を除く4件について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第40号中整理番号44番を除く4件は、原案のとおり決定いたしました。したがって、議案40号はすべて原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第41号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第41号朗読】

申請は9ページに記載のとおり4件でございます。

事務局 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容確認と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 2班です。整理番号13番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は原野です。証明基準5の耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し農地への復元が不可能な土地に該当します。令和2年9月29日に地区担当農業委員に航空写真等を確認していただきました。

整理番号14番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は宅地です。昭和44年に亡父が居宅を建築し現在に至ります。証明基準2の建築物が設置されている土地に該当します。令和2年9月29日に地区担当農業委員立ち合いのもと調査を行い確認していただきました。

整理番号15番、駿河区の案件です。現況は宅地です。昭和40年に亡父が作業場を建築し現在に至ります。証明基準2の建築物が設置されている土地に該当します。令和2年9月29日に地区担当農業委員立ち合いのもと調査を行い確認していただきました。

17番 整理番号13番から15番の3件につきましては、2班としては承認することと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 整理番号16番、駿河区の案件です。現況は宅地です。証明基準2の建築物が設置されている土地に該当します。令和2年9月29日に地区担当農業委員立ち合いのもと調査を行い確認していただきました。

18番 整理番号16番につきましては、4班として承認することと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ただいまの議案第41号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 他に発言もないようなので、議案第41号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第41号について、原案のとおり承認いたしました。

次に議案第42号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第42号朗読】

申出は11ページに記載のとおり3件でございます。

内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局

整理番号22番です。当該生産緑地は平成19年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約200日農作業に従事していました。10月2日に事務局職員が現地調査を実施し、後日申出者へ聞き取りを行いました。地区担当委員に調書と現地写真で確認していただきました。

整理番号23番です。当該生産緑地は平成22年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約120日農作業に従事していました。10月2日に事務局職員が現地調査を実施し、後日申出者へ聞き取りを行いました。地区担当委員に調書と現地写真で確認していただきました。

整理番号24番です。当該生産緑地は平成18年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約250日農作業に従事していました。10月2日に事務局職員が現地調査を実施し、後日申出者へ聞き取りを行いました。地区担当委員に調書と現地写真で確認していただきました。

議長

ただいまの議案第42号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長

他に発言もないようですので、議案第42号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長

議案第42号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、報告事項に入ります。報告第28号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長

【報告第28号朗読】

通知は13ページから15ページの8件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。詳細につきましては、担当職員より説明いたします。

事務局

整理番号78番については、霜被害により収益減となったため、合意解約をいたしました。整理番号79番については、農地中間管理事業への契約切り替えに伴い、合意解約しました。整理番号80番について、賃借人死亡のため、合意解約しました。別の借り手へ再配分する予定です。整理番号81番については、賃借人が所属する生葉共同製茶組合が地区から撤退する事になったため、合意解約しました。整理番号82番については、令和2年7月20日に配分契約を解約し

た案件になります。再配分予定あった次期耕作者と借地料の調整が難航したため、合意解約しました。整理番号83番については、土地開発に伴い転用予定のため、合意解約しました。整理番号84番については、賃借人の子供に経営移譲するため、合意解約しました。整理番号85番については、他の人に賃貸するため、合意解約しました。今回の議案書2ページ議案第38号で上程の農地法第3条許可申請整理番号52番で農地の賃借権を設定する予定です。

議 長 　　ただいまの報告第28号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 　　よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第28号を終わります。

次に、報告第29号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 　　【報告第29号朗読】

届出は17ページから23ページの72件がございました。その内訳は、4条の転用が28件、5条の転用が44件で、内訳としましては、所有権移転が34件、賃借権設定が1件、使用貸借権設定が9件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 　　ただいまの報告第29号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 　　よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第29号を終わります。

次に、報告第30号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 　　【報告第30号朗読】

届出は25ページ、26ページの30件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 　　ただいまの報告30号について、発言のある方は挙手をお願いします。

17番 　　整理番号149番、150番、151番は取得事由に持分放棄とありますが、相続を放棄したのですか。

事務局 　　相続を放棄したわけではありません。3つの案件はすべて3人の共有です。持分を放棄したことで、それぞれ単独での所有になりました。

議 長 　　よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第30号を終わります。

次に、報告第31号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 　　【報告第31号朗読】

申出は28ページの1件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、交付いたしました。なお内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明いたします。整理番号6番は、9月18日、最適化推進委員と現地確認を行い、適正でありましたので、適格者証明を交付しました。

議長 ただいまの報告第31号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第31号を終わります。

 次に、報告第32号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第32号朗読】**

 交付は30ページの2件がございました。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、交付いたしました。なお、内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 整理番号58番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。令和2年度第6回総会にて買受適格証明願いの承認を受けた案件であり、願出人より令和2年10月6日に許可申請が提出され、承認時と事情が異なっていないため、許可書を交付しました。整理番号59番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。令和2年度第5回総会にて買受適格証明願いの承認を受けた案件であり、願出人より令和2年10月8日に許可申請が提出され、承認時と事情が異なっていないため、許可書を交付しました。

議長 ただいまの報告第32号について、発言のある方は挙手をお願いします。

5番 落札価格を教えてくださいませんか。

事務局 整理番号58番は41,920,000円、整理番号59番は150,000円です。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第32号を終わります。

議長 以上をもちまして、静岡市農業委員会第7回総会を閉会いたします。